

和歌山県「育成経営体」選定申請書記載例等

1. 提出書類：
 - ①和歌山県「育成経営体」選定申請書【別記第1号様式】
 - ②労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に準ずる取組【別記第2号様式】
※改善計画認定事業主の場合は不要
2. 添付資料：
 - ①登記事項証明書又は住民票の写し【提出日の3ヶ月以内に発行されたもの】
法人の場合・・・登記事項証明書の写し
個人の場合・・・住民票の写し
 - ②納税証明書【提出日の3ヶ月以内に発行されたもの】
納税証明書の種類は、県税（法人又は個人事業税、法人県民税、自動車税等）とする。
※県が発行する第1号の12の2様式
 - ③この他、申請書に基づく資料等を添付する。

以下、記載例のとおり。

和歌山県「育成経営体」選定申請書

和歌山県知事 仁坂吉伸 様

提出年月日を記載

令和 2 年 1 月 1 日

申請者	郵便番号〒	640 - 8585
	住所	和歌山市小松原通一丁目1番地
	氏名又は名称	株式会社 ○○林業
	代表者職・氏名	代表取締役 和歌山 太郎
	登録林業事業体 登録番号	○○○○ <small>注) 登録がない場合、申請できません。</small>
	改善措置計画 認定番号	○ - ○○ <small>認定事業主である場合は、別記第2号様式の省略可</small>

認定されていない場合は空欄

申請担当者 連絡先	職氏名	和歌山一郎
	電話番号	073 - 432 - 4111

登録

和歌山県 育成経営体 の 登録の更新 を受けたいので、

該当する方を○で囲む

和歌山県における育成を図る林業経営体の選定要領第5の規定により、申請します。

◎ 和歌山県における育成を図る林業経営体の選定要領(以下「要領」という)第4の基準を満たしており、要領別表1「登録基準評価項目」に示す基準を満たしていることを証する書類を提出して下さい。

◎ 確認項目

● 和歌山県における育成を図る林業経営体の選定要領第7の規定に基づき登録を受けると県のホームページ上で公表されることに同意ください。



上記について、同意します。

注) 申請する際は、同意が必要となります

必ず同意

※ 申請者は記入しないでください。

受領者職氏名	
振興局林務課受付印	県庁林業振興課受付印

※振興局においては、受領した職員が署名及び振興局の受付印押印後、申請書(別記第1号様式(1/4枚目))の写しを申請者に交付し、申請書原本は林業振興課へ進達するものとする。

**生産量、生産性どちらを基準としても
良いがどちらも記載 登録基準**

以下の(1)~(8)の項目の基準をすべて満たしている必要があります。なお、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者への請負による施業又は連携する場合も含めて判断します。

(1) 生産量の増加又は生産性の向上

①素材生産量(m³)の増加目標

I 事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により林業生産を行う場合

区分	前年度実績(令和)			年度	5年後の目標(令和)			年度
	天然林	人工林	計(A)		天然林	人工林	計(C)	
主伐 間伐	1,000	3,000	4,000		1,000	4,000	5,000	

5年後の目標値を記載

自動入力

素材生産量(m³)	
前年度	5,500
5年後	7,000

増加率(%) (C+D)/(A+B)	127%
-----------------------	------

間伐の生産性 (m³/人日)	前年度(M)	5.0	5年後(N)	6.0
-------------------	--------	-----	--------	-----

主伐の生産性 (m³/人日)	前年度(O)	7.0	5年後(P)	8.0
-------------------	--------	-----	--------	-----

向上率(%)	間伐(N/M)	120%
	主伐(P/O)	114%

登録基準
素材生産に関し、生産量を5年間で概ね2割以上を増加させる目標を有していること、または生産性を5年間で概ね2割以上を向上させる目標を有していること。
なお、現状で、生産量の実績が5,000m³/年以上、または生産性の実績が間伐5m³/人日以上、主伐7m³/人日以上の場合は、5年間で当該実績以上の目標を有していること。

自動入力

II 他者への請負又は連携により林業生産を行う場合

区分	前年度実績(令和)			年度	5年後の目標(令和)			年度
	天然林	人工林	計(B)		天然林	人工林	計(D)	
主伐 間伐	500	1,000	1,500		500	1,500	2,000	

他者によらない場合は空欄

②生産性(m³/人日)の向上目標

I 事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により林業生産を行う場合

区分	前年度実績(令和)			年度	5年後の目標(令和)			年度
	間伐(E)	主伐(F)			間伐(I)	主伐(J)		
天然林	5.0	7.0			6.0	8.0		
人工林								

他者によらない場合は空欄

II 他者への請負又は連携により林業生産を行う場合

区分	前年度実績(令和)			年度	5年後の目標(令和)			年度
	間伐(G)	主伐(H)			間伐(K)	主伐(L)		
天然林	5.0	7.0			6.0	8.0		
人工林								

(2) 生産管理又は流通合理化等

①作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理。

該当する方に✓をいれる
(複数回答可)

①の生産管理の取組

いずれかに
取り組んでいる

今後取組む

取組可能な年数を記載
最大3年後

今後取組む

年々まで

登録基準

左記の①、②のいずれかに取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。取り組む期限として、1年後までとする。これを標準とするが、これにより難しい場合でも、最大3年後までに取り組むこと。

②製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめを通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等

②の流通合理化の取組

いずれかに
取り組んでいる

今後取組む

今後取組む

年々まで

【上記①から②の取組内容を、記載してください。(取組み内容を証明する資料を添付)】

例①作業日報を作成し、分析した作業工程による工程計画、進捗管理を行っている。
例②製材工場との協定により直接取引を行っている。

提出資料

例①であれば、作業日報、工程計画を提出
例②の場合は、協定書の写し

(3) 造林・保育の省力化・低コスト化

①伐採・造林の一貫作業システムの導入

②コンテナ苗の使用

③低密度植栽

該当する項目に✓をいれる
(複数回答可)

④下刈の省略等

⑤その他 ()

取組可能な年数を記載

取り組んでいる

今後取組む

最大3年後

今後取組む

年々まで

登録基準

左記の内、いずれかに取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。取り組む期限として、1年後までとする。これを標準とするが、これにより難しい場合でも、最大3年後までに取り組むこと。

提出資料
施業の計画や実施状況写真
納品伝票等

【上記①から⑤で取り組んでいる内容を、具体的に記載してください。(取組み内容を証明する資料を添付すること。)]

例 伐採・造林の一貫作業システムを導入し、架線での苗木等植栽資材の運搬や地拵等の省略等、省力化・低コスト化を図った。

(4) 主伐後の再造林の確保

①主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制

区分	事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による体制	有している <input checked="" type="checkbox"/>	今後取組む <input type="checkbox"/>	年数 <input type="text" value="1"/> 年後まで	登録基準 他者への請負又は連携による体制の場合は、請負契約書、連携にかかる協定書の写し等、証明書類を添付すること。今後取組む期限として、1年後までとすることを標準とするが、これにより難しい場合でも、最大3年後までとする。
	他者への請負又は連携による体制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年数 <input type="text" value="1"/> 年後まで	

【上記で請負又は連携により一体的に実施する体制を有している場合、請負又は連携先の名称(今後取組む場合は予定)を記載してください。】
 請負先又は連携先
 (**〇〇森林組合 代表理事組合長 〇〇 〇〇**)

※主伐と再造林のどちらか一方を行わない林業経営体の場合は、もう一方を実施する他の林業経営体との連携協定書等の提出が必要です。

②主伐後に適切な更新

※「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く、傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。

区分	自己の所有する森林の主伐にあつては、主伐後に適切な更新	取り組んでいる <input type="checkbox"/>	今後取組む <input checked="" type="checkbox"/>	年数 <input type="text" value="1"/> 年後まで	登録基準 左記のいずれかに該当すること。
	他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年数 <input type="text" value="1"/> 年後まで	

(5) 生産や造林・保育の実施体制の確保

素材生産又は造林・保育に関して1年以上の事業実績

区分	提出書類	有している <input checked="" type="checkbox"/>	登録基準
事業体として	1年以上の実績を証する書類(請負契約書、補助金交付決定の写し等)	<input checked="" type="checkbox"/>	左記のいずれかに該当すること。
所属する現場作業職員の現場従事実績	・現場作業員の1年以上の現場従事実績を証する書類(現場従事実績にかかる事業体の請負契約書、雇用契約書の写し等)	<input type="checkbox"/>	

(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等

伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて林業経営体が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。

区分	提出書類	策定している <input checked="" type="checkbox"/>	今後策定する <input type="checkbox"/>	登録基準
専門家の指導等を受けつつ、個別に独自の行動規範又はガイドラインの策定等。	・策定されている行動規範、ガイドライン等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	左記のいずれかに該当すること。 県が定めた伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン第3の事項に即した内容が全て盛り込まれていること。また、今後策定の場合は1年以内に策定すること。
所属する業界団体等が策定した行動規範やガイドライン等を遵守することを含む	・遵守を約束する行動規範、ガイドライン等。 ・誓約書	遵守する <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(7) 雇用管理の改善及び労働安全の確保

労働安全衛生法第23条第1項第2号に定める労働安全衛生の改善等を行うこと。

区分	提出書類	認定を受けている <input type="checkbox"/>	今後取組む <input checked="" type="checkbox"/>	登録基準
林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく本県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組の実施。	改善計画認定事業主	不要 改善計画認定番号 <input type="text" value="【 】"/>	<input type="checkbox"/>	左記のいずれかに該当すること。 今後認定を受ける場合の期限は、1年後とすることを標準とするが、これにより難しい場合でも、最大3年後までとする。
	認定事業主以外 準ずる取組を実施しており、今後認定を受ける。	別記第2号様式	<input checked="" type="checkbox"/>	

(8) 担い手の確保と中長期雇用計画の策定等

持続的、安定的な施業実施のための具体的な労働力確保と10年後の担い手確保に向けた中長期雇用計画等を策定していること。

区分	提出書類	該当している <input checked="" type="checkbox"/>	登録基準
中長期雇用計画又は要件を満たした計画を策定している。	・策定されている計画。	<input checked="" type="checkbox"/>	左記のいずれかに該当すること。
未策定だが、今後、1年以内に策定する。	・誓約書。	<input type="checkbox"/>	

(9) コンプライアンスの確保

- ① 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者。
- ② 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者。
- ③ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者。
- ④ (6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為を認められる者。
- ⑤ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
これについては、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等をいう。

該当しない。

該当しない。

該当しない。

該当しない。

該当しない。

**「該当しない」と空欄を選択。
全て該当しないで基準を満たしていることとなる。**

登録基準
左記の項目のいずれにも該当しないこと。
「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。
「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所の代表者とする。

以下、余白。

別記第2号様式

労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に準ずる取組

申請書1の(7)の取組事項について以下のとおり申請します。

**「取り組んでいる」と空欄を選択。
いずれかに取り組んでいることが必要。
申請に証明書類を添付。
例「現場作業員の常用化などのこよの安定化」では、代表1名の雇用契約書の写し等**

取組項目	登録基準	
現場作業員の常用化などの雇用の安定化	取り組んでいる。	左記の項目のいずれかに取り組んでいること。
月給制度の導入		
週休2日制の導入		
計画的な研修実施などの教育訓練の充実		
退職金共済への加入などの福利厚生充実		
防護具の着用徹底		
作業現場の安全巡回		
労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策		
その他()		
その他()		
その他()		
備考		